

# 大野市公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定（第1版）

令和5年1月改訂（第2版）

# 目 次

	ページ
はじめに	2
1 大野市公共施設等総合管理計画	
(1) 策定目的	3
(2) 対象範囲	3
(3) 計画期間	4
(4) 計画の体系	4
(5) 計画の位置付け	5
2 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題	
(1) 公共施設等の現状	6
(2) 将来の見通し及び課題	10
3 基本方針	14
4 管理に関する基本的な考え方	
(1) 公共施設に関する原則	15
(2) インフラ資産に関する原則	15
(3) 土地に関する原則	16
5 管理に関する実施方針	
(1) 維持管理の適正化と安全性の確保	17
(2) 保全の考え方の転換	17
(3) 公共施設等の長寿命化	17
(4) 公共施設等の耐震化	17
(5) 公共施設の適正配置	17
(6) 管理運営手法の整理	17
(7) 維持管理財源の確保方策	17
6 施設類型ごとの管理に関する取組方針	
(1) 公共施設	18
(2) インフラ資産	19
(3) 土地	20
7 全庁的な取組体制と情報管理	
(1) 取組体制	21
(2) 情報管理	21

## はじめに

わが国においては、人口減少や少子化・高齢化の進展などによる社会構造の変化や複雑化・多様化する住民ニーズへの対応が求められる中、高度経済成長期に整備された公共施設やインフラ資産は、老朽化に伴う改修や更新という大きな変革時期を迎えようとしています。

また、財政面では高齢化による扶助費などの義務的経費が増大する一方で、生産年齢人口の減少に伴う税収不足が懸念されています。

本市においては、このような将来の厳しい情勢の変化に対応するために、既存の公共施設の全てを維持していくことは、効率的な行政運営を行っていく上で大きな課題になるものとして、平成25年3月に「大野市公共施設再編方針」を、同年10月に「大野市公共施設再編計画」を策定し、公共施設の適正配置に向けた取組みを先進的に進めてきました。

今後は、公共施設の適正配置のみならず、長期的な視点に立ち、公共施設の安全確保や適切な維持管理など、公共施設の管理に関する総合的かつ基本的な方針やインフラ資産の長寿命化などに向けた基本的な方針を定めることが必要になっています。

大野市公共施設等総合管理計画は、上記のような背景を踏まえ、公共施設とインフラ資産の適正配置を踏まえた維持管理の適正化、中長期的な財政負担の軽減と平準化を図るとともに、市民にとって真に必要な公共施設等を将来世代につないでいくことを目的に策定するものです。

今回、本計画策定から5年が経過し、国の指針の改訂や「個別施設計画編」、「公共施設再編計画編」の改訂が進んだことから、計画の一部改訂を行います。

# 1 大野市公共施設等総合管理計画

## (1) 策定目的

公共施設とインフラ資産（以下「公共施設等」という。）の適切な維持管理や修繕の実施及び財政負担の軽減と平準化を図るため、本市の公共施設等の管理に関する総合的で基本的な方針を示す「大野市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定します。

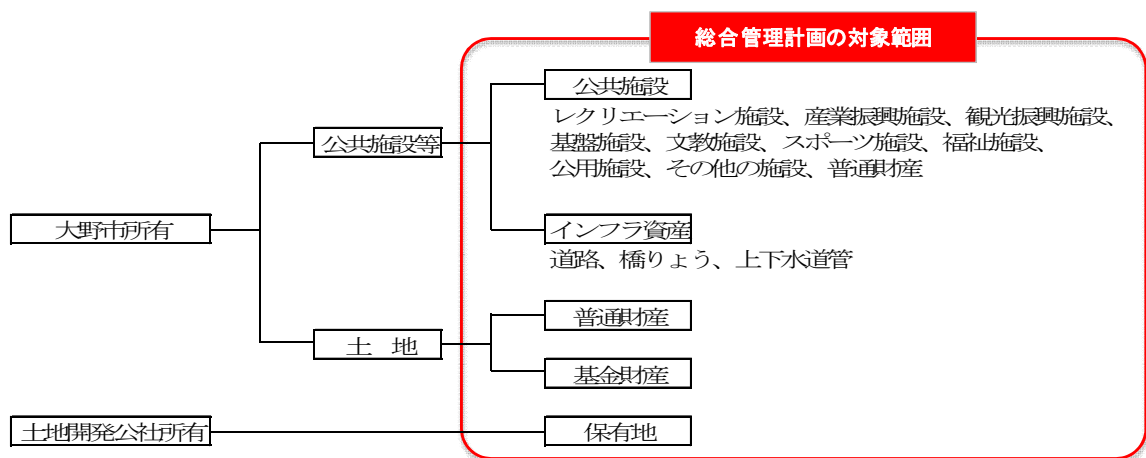
総合管理計画では、公共施設等の状況や人口（将来人口）、財政状況、将来的な負担などの現状を踏まえ、本市の公共施設等の基本方針を定めるとともに、施設類型ごとの取組方針などを定めます。

## (2) 対象範囲

総合管理計画の対象は、本市が所有する全ての公共施設等とします。

さらに、土地についても本市が所有する土地に限らず、土地開発公社が所有する土地を含め、また、普通財産と基金財産とを問わず現状の把握や基本的な方針などを検討します。

図1 大野市公共施設等総合管理計画の対象範囲



### (3) 計画期間

総合管理計画の計画期間は、2017年度（平成29年度）から2026年度（令和8年度）までの10年間としていましたが、令和4年3月に改訂した公共施設再編計画編に合わせ、2031年度（令和13年度）までの15年間とします。

また、計画内容については、社会情勢の変化などにより見直すものとします。

**2017年度（平成29年度）～2031年度（令和13年度） 15年間**

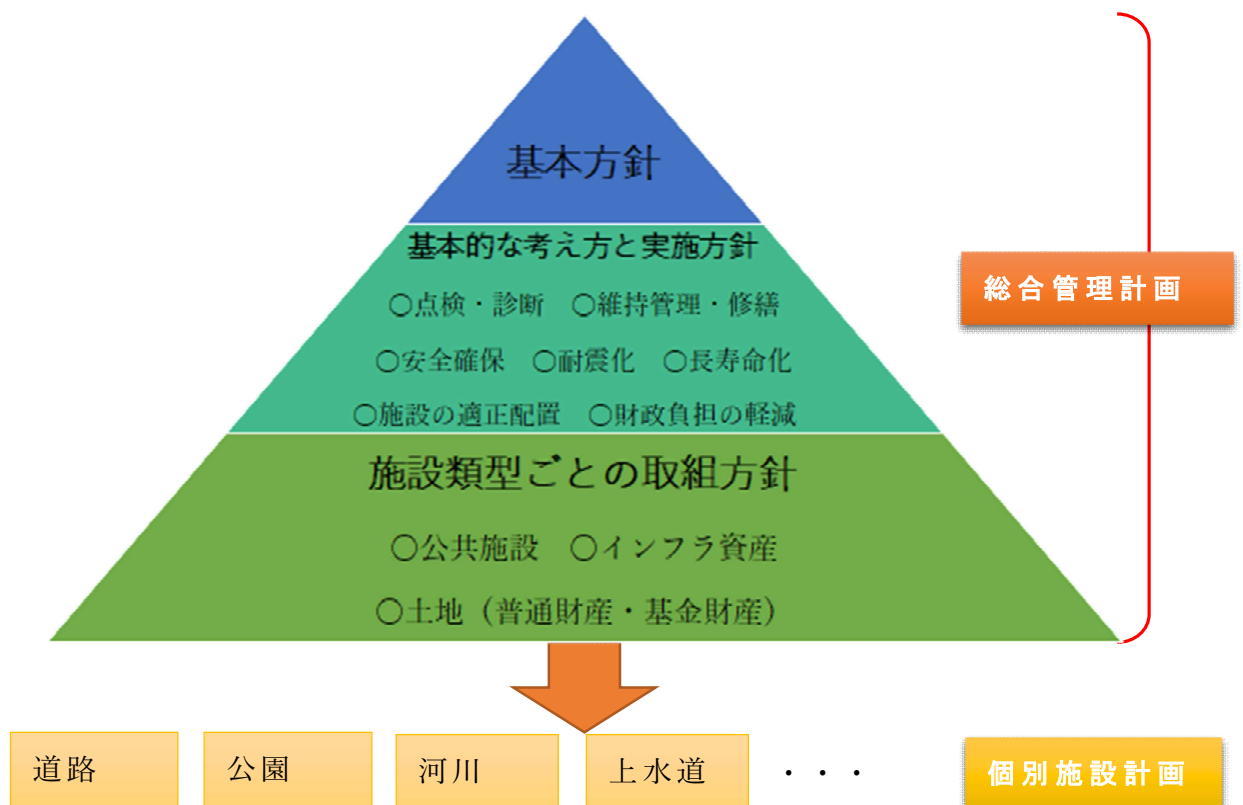
### (4) 計画の体系

総合管理計画では、公共施設等の現状及び将来の見通しを踏まえ、公共施設等の計画的な管理に関する総合的な基本方針を定めます。

また、その基本方針に基づき、公共施設等の管理に関する基本的な考え方と実施方針について定めます。

さらには、施設類型ごとにその特性を考慮し、取組方針を定めます。

図2 大野市公共施設等総合管理計画の体系



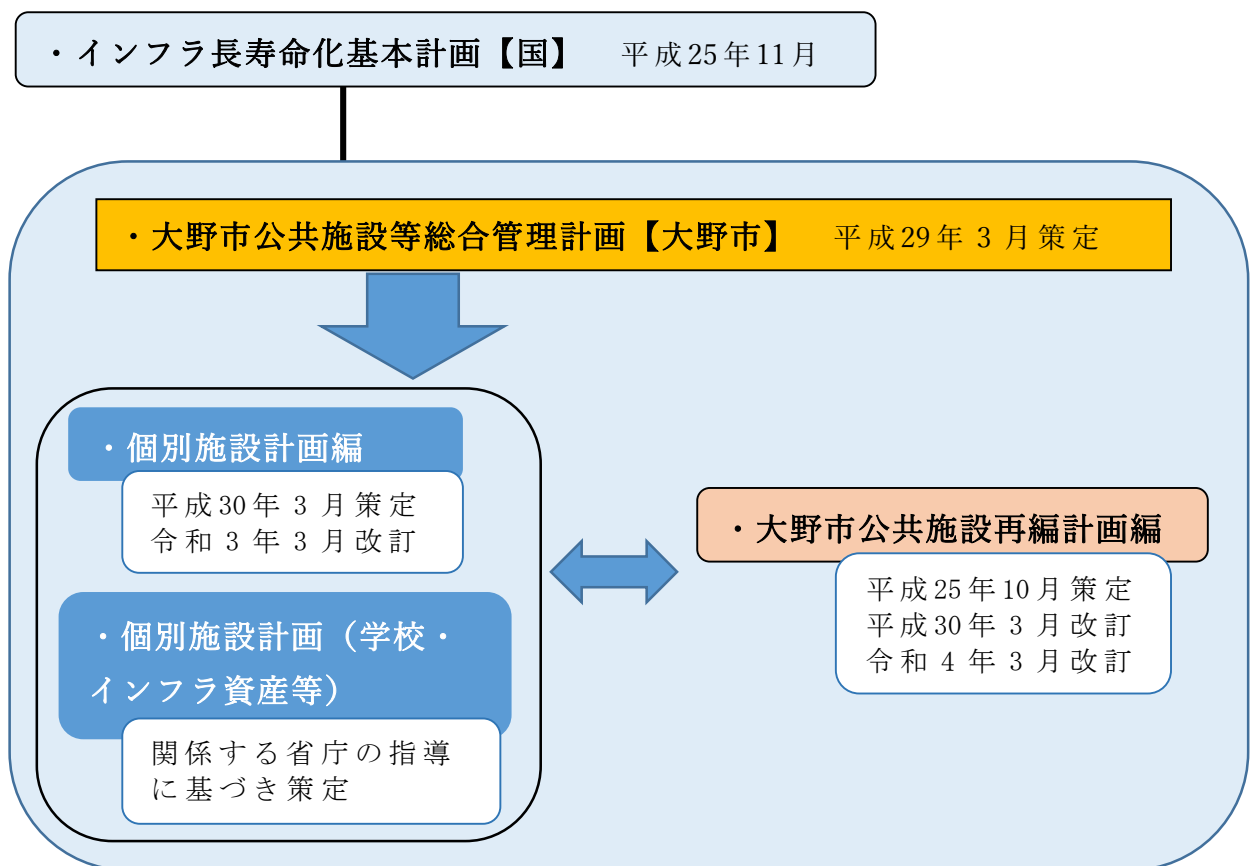
(5) 計画の位置付け

総合管理計画は、市の最上位計画である「第六次大野市総合計画」と整合を図ったものとし、市民にとって真に必要な公共施設等を将来に向かって維持していくための計画、いわば本市の公共施設等に関する総合計画として位置付けます。

また、今後の公共建築物や社会基盤施設に関する計画を策定する際には、総合管理計画の内容を踏まえたものとしします。

なお、総合管理計画は国が定めた「インフラ長寿命化基本計画」において地方公共団体が策定するとされている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」として位置付けます。

図3 大野市公共施設等総合管理計画の位置付け



「公共施設再編計画編」は、公共施設の適正配置に特化した行動計画として、「個別施設計画編」は、施設の長寿命化や耐震化、コスト削減などを図るための施設類型ごとの個別施設計画として、総合管理計画の中で位置付けます。

## 2 公共施設等の現状、将来の見通し及び課題

### (1) 公共施設等の現状

#### ① 公共施設

本市には、令和4年3月現在303の施設があり、建物の延床面積は228,373㎡となっています。

施設区分別の公共施設の設置数は表1に示すとおりであり、施設数を比較すると市民生活に関わりの深い基盤施設が最も多く80施設、次いで公園やキャンプ場などのレクリエーション施設が66施設となっています。

また、施設の延床面積を比較すると小中学校などの文教施設が圧倒的に多くなっています。なお、市全体に占める各施設区分別の施設数及び床面積の割合は、それぞれ図4（施設数の割合）、図5（床面積の割合）に示すとおりです。

表1 公共施設（施設類型別）

（令和4年3月現在）

施設区分	主な施設	施設数	延床面積
レクリエーション施設	あっ宝んど、麻那姫湖青少旅行村（中島公園）、公園など	66	15,149㎡
産業振興施設	特用林産物生産・加工施設、大野市職業訓練センター、まちなか交流センターなど	9	13,427㎡
観光振興施設	越前おおの結ステーション、道の駅荒島の郷、道の駅九頭竜ほか	17	25,579㎡
基盤施設	下水処理センター、市営住宅、市立集会所など	80	34,234㎡
文教施設	小学校、中学校、公民館、文化会館など	41	92,004㎡
スポーツ施設	エキサイト広場総合体育施設、真名川憩いの島、B&G海洋センターなど	15	14,035㎡
福祉施設	多田記念大野有終会館、休日急患診療所、保育園など	16	14,937㎡
公用施設	市庁舎、消防庁舎など	50	16,294㎡
その他施設	移動通信用鉄塔施設など	2	40㎡
普通財産	有終会館別館など	7	2,674㎡
合計		303	228,373㎡

※公共施設再編計画編より抽出

図4 施設類型別施設数の割合

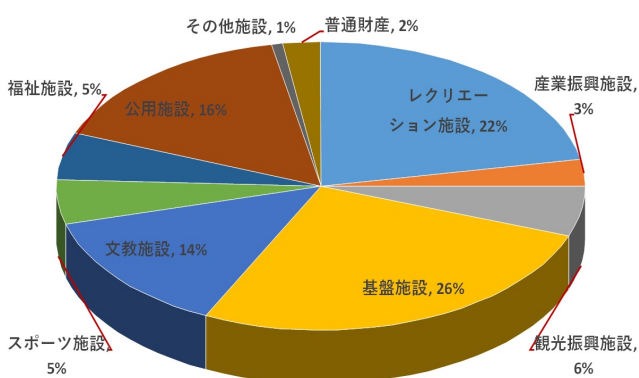
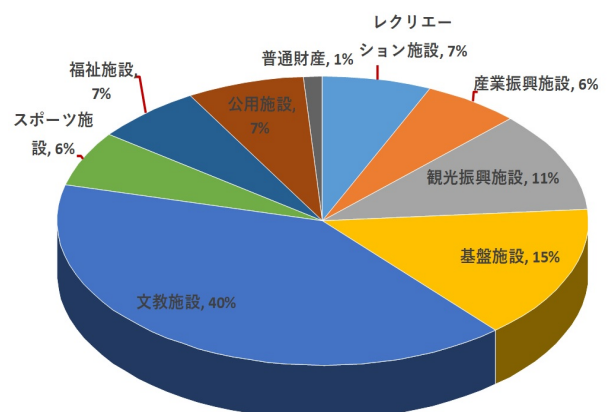


図5 施設類型別床面積の割合



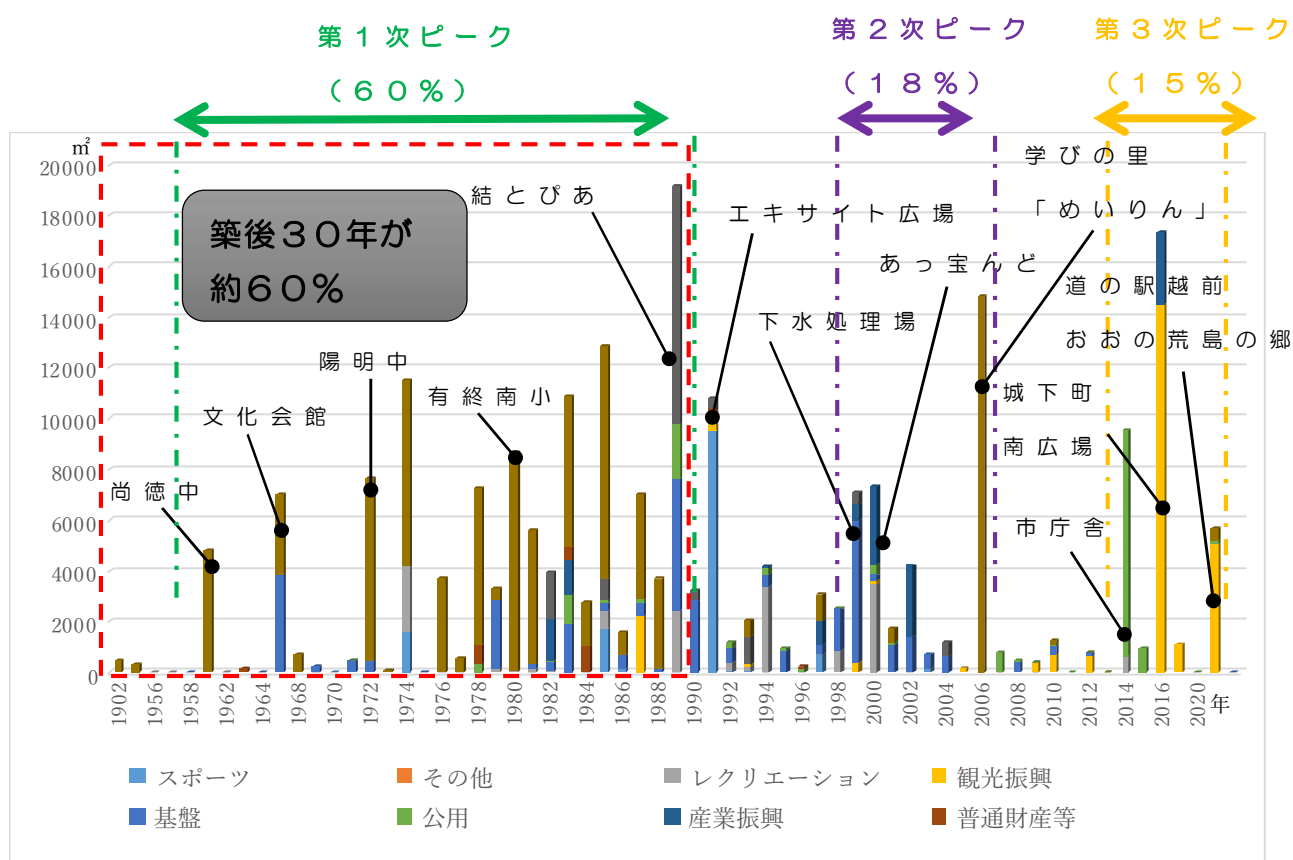
公共施設の経過年数ごとの施設数及び建築年別整備状況は表2及び図6のとおりです。

表2 経過年数別施設数と延床面積（5年ごとの合計）

（令和4年3月現在）

経過年数	施設数	延床面積
50年～	24	21,471.70m <sup>2</sup>
45年～49年	8	15,736.04m <sup>2</sup>
40年～44年	37	27,114.17m <sup>2</sup>
35年～39年	41	34,623.63m <sup>2</sup>
30年～34年	44	39,746.81m <sup>2</sup>
25年～29年	44	10,118.10m <sup>2</sup>
20年～24年	35	21,304.48m <sup>2</sup>
15年～19年	22	20,613.53m <sup>2</sup>
10年～14年	23	2,989.53m <sup>2</sup>
5年～9年	17	27,863.04m <sup>2</sup>
0年～4年	5	6,777.84m <sup>2</sup>
不明	3	13.64m <sup>2</sup>
合計	303	228,372.51m <sup>2</sup>

図6 建築年別整備状況（令和4年3月現在）





## ②インフラ資産

インフラ資産の現状は表3のとおりです。

表3 インフラ資産の現状

インフラ資産区分		数 量	
市道	道 路	総延長	516,408m
		箇所数	441箇所
	橋 梁	延長	5,160m
		箇所数	1箇所
	トンネル	延長	69m
		箇所数	4箇所
農道	道 路	総延長	384,515m
		箇所数	4箇所
	橋 梁	延長	69m
		箇所数	-
	トンネル	延長	-
		箇所数	-
林道	道 路	総延長	239,474m
		箇所数	142箇所
	橋 梁	延長	1,994m
		箇所数	1箇所
	トンネル	延長	255m
		箇所数	1箇所
水 道		浄水場・配水池	2箇所
		管路延長	84,070m
簡易水道		浄水場・配水池	30箇所
		管路延長	97,350m
公共下水道		終末処理場数	1箇所
		管路延長	162,817m
農業集落排水		処理場数	15箇所
		管路延長	104,960m
公園	街区公園	箇所数	29箇所
		面積	8ha
	近隣公園	箇所数	1箇所
		面積	2ha
	風致公園	箇所数	1箇所
		面積	11.4ha
	都市緑地	箇所数	2箇所
		面積	0.35ha

### 【出典】

- ・市道…道路施設現況調査（国土交通省）2021年（令和3年）4月1日現在
- ・農道…農道台帳（大野市）2021年（令和3年）10月29日現在
- ・林道…林道台帳（大野市）2022年（令和4年）3月31日現在
- ・水道、簡易水道、公共下水道、農業集落配水…地方公営企業決算状況調査2021年度（令和3年度）末現在
- ・公園…都市公園台帳2020年度（令和2年度）末現在

## ③有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができる指標であり、割合が大きいほど、老朽化が進んでいるといえます。

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
65.4%	66.8%	67.8%	68.4%

### 【出典】

- ・大野市財政状況資料集

#### ④ 県内の現状

地方公共団体が毎年実施する「公共施設状況調査調」の2021年（令和3年）3月末時点の数値から、県内9市の公共施設（建物）の市民1人当たりの延床面積は表4のとおりです。

市民1人当たりの延床面積では、9市の平均が4.47㎡/人であるのに対し、本市は7.32㎡/人であり、県内で最も多くなっています。

なお、これらの数値はこれまでの行政運営に起因するものであり、また、人口密度や地形による影響も考えられることから単純に比較検証できるものではありませんが、市域面積の大きい本市においては、公共施設（建物）の効率的な配置が難しいという要因もあると推測されます。

表4 県内9市の市民1人当たりの建物の延床面積

自治体名	人口密度	一人当たり延床面積
	単位：人/㎢	単位：㎡
福井市	489.03	3.55
敦賀市	255.55	6.00
小浜市	124.37	6.03
大野市	35.86	7.32
勝山市	87.25	6.66
鯖江市	807.45	4.01
あわら市	235.29	4.94
越前市	349.42	4.18
坂井市	422.00	4.50
9市平均	241.62	4.47

#### 【補足】

- ・ 施設の延床面積については公共施設状況調査（2020年度）による
- ・ 人口密度は国勢調査（2020年（令和2年）10月1日現在）の人口より算出
- ・ 市域面積は2022年（令和4年）4月1日の国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による

## (2) 将来の見通し及び課題

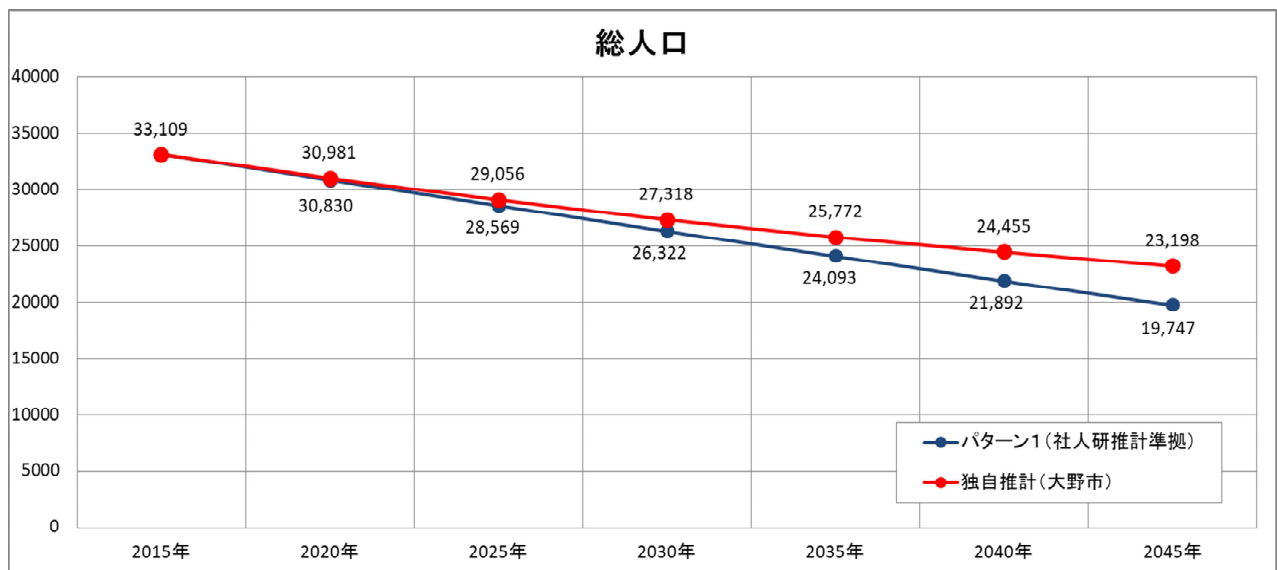
### ①人口（将来人口）の状況

全国的に2008年（平成20年）頃から人口減少時代が到来してきており、今後も加速度的な人口減少が懸念されます。本市における人口減少も同様で、国勢調査による総人口は、2020年（令和2年）時点で31,286人ですが、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が行った人口推計によると、2045年（令和27年）には約20,000人にまで減少するものと推計されています。

大野市の人口の将来展望などを示す「大野市人口ビジョン」では、合計特殊出生率を段階的に回復し、令和22年（2040年）に2.07まで向上させるとともに、転出超過を段階的に抑制し、令和22年（2040年）に現在の社人研推計に対し100人抑制させることを目標としています。

その結果、令和7年（2025年）の定住人口を29,000人、令和12年（2030年）の定住人口を27,300人、令和27年（2045年）の定住人口を23,200人とすることを目標に定めています。

図7 人口の将来展望



【出典】

・大野市人口ビジョン

## ②財政状況

歳入では、市税収入が2016年度（平成28年度）以降、若干の増加傾向にあります。2016年度（平成28年度）と2020年度（令和2年度）の市税収入を比較すると、約6,500万円の増収となっています。

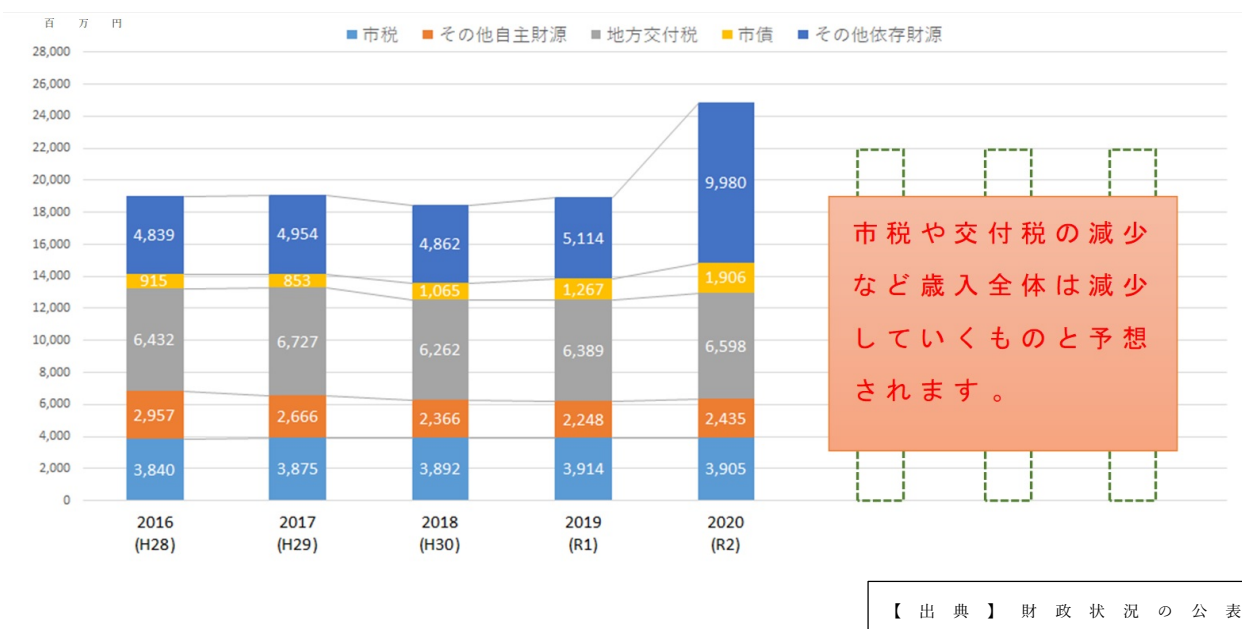
今後は、生産年齢人口の減少などに伴う市税収入の落ち込みにより、歳入全体は減少していくものと予想されますので、さらなる財源確保に努めることが求められます。

歳出では、2016年度（平成28年度）以降、扶助費・公債費を含む義務的経費はほぼ横ばいとなっており、年間約80億円で推移しています。

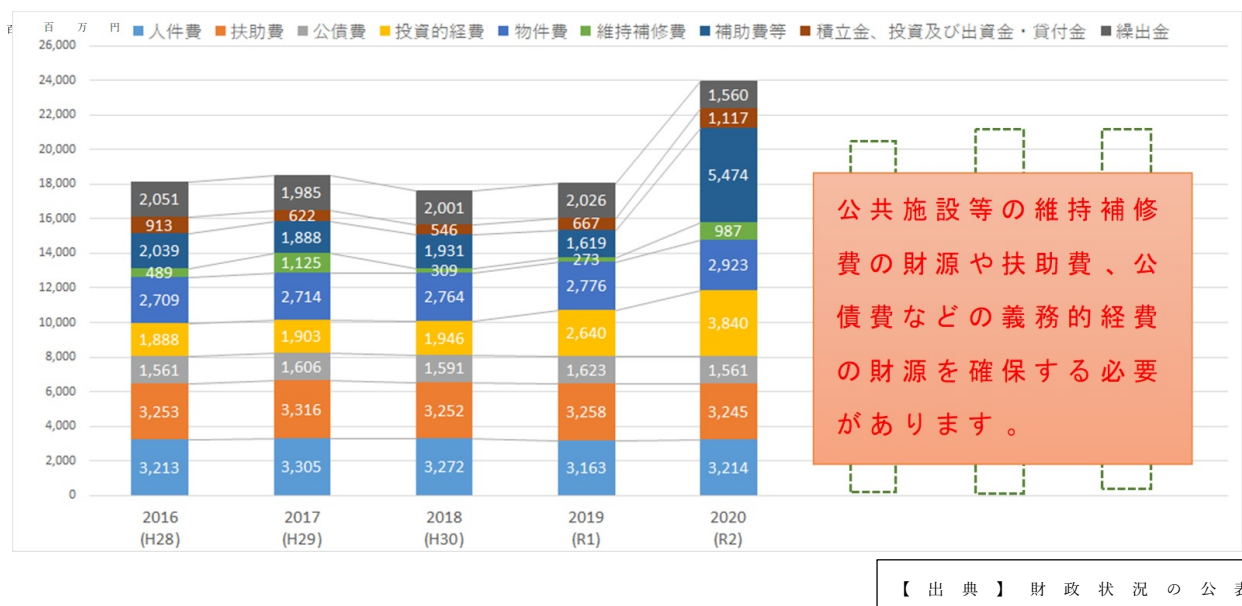
今後は、限られた財源を効率的に使いながら、公共施設等の維持管理や更新を進めることが求められます。

歳入・歳出の今後の見通しは、それぞれ図8、図9のようになるものと予想されます。

### 図8 歳入の推移と今後の見通し



### 図9 歳出の推移と今後の見通し



### ③公共施設等の更新経費の見込み

これまでの社会資本整備は、全国的に高度経済成長期の1960年代から80年代に集中的に行われてきており、それらの施設の老朽化が進み、今後大規模な改修や建て替え・更新の時期を迎える施設が増加し、これらの経費の増加が財政的にも大きな負担になることが見込まれています。

本市が保有する公共施設等について、2022年度から2031年度末までの10年間に必要な更新等に係る経費を、総務省の公共施設等更新費用試算ソフトの単価（平成22年度設定単価）を参考に試算すると、年間約478億円の費用が必要になると見込まれます。市税を含む歳入の減少が見込まれる中で、今後大規模な改修や建て替えを必要とする施設が多く、道路や橋梁など生活の基盤となる施設の更新も含めると、必要な経費が莫大になるため、すべての公共施設等を更新することは困難な状況です。

公共施設等の更新等に係る経費の推計（累計金額）

（単位：百万円）

年代等	公共施設	道路	橋梁	上水道	下水道	合計	対象施設数	
							大規模改修	更新
2022～2031	29,916	9,466	2,448	2,079	3,949	47,858	69	7

#### 【推計の条件】

##### ①更新等の時期

公共施設については木造は25年で大規模改修、50年で更新、それ以外の施設は40年で大規模改修、80年で更新とした。

インフラ資産については、総務省の公共施設等更新費用試算ソフトの設定数値を用いた。（道路15年、橋梁60年、上水道管40年、下水道管50年で更新）

##### ②更新等の費用

公共施設とインフラ資産共に総務省の公共施設等更新費用試算ソフトの設定単価（平成22年度設定）を用いて計算した。（公共施設については、大規模改修170千円/㎡～250千円/㎡、更新280千円/㎡～400千円/㎡、道路は一般道路4.7千円/㎡、自転車歩行者道2.7千円/㎡、橋梁448千円/㎡、上水道は送水管114千円/m、配水管100千円～161千円、下水道124千円/m）

#### ④課題

本市の現状を踏まえると次のようなことが課題として捉えられます。

##### ア 人口減少

社人研が行った推計によると、2045年（令和27年）に定住人口が19,743人になる見通しですが、大野市人口ビジョン（令和2年度改訂版）では、出生率の向上や若者・子育て世代の転出を抑制することなどにより、2045年（令和27年）の定住人口を23,200人とすることを目標としています。

人口規模や人口構成に適した公共施設等の維持が課題となります。

##### イ 施設等の老朽化

築後30年を経過している公共施設が建築面積ベースで約60%となっており、施設の老朽化が進んでいます。

住民ニーズや社会的ニーズの将来予測を的確に行い、今後の施設の方向性を見極める必要があります。

##### ウ 財源確保

生産年齢人口の減少などに伴う市税収入の落ち込みにより、歳入全体は減少していくものと予想されます。

公共施設等の維持管理に係る財源の確保に努める必要があります。

### 3 基本方針

限られた財源を効率的・効果的に使い、より良い市民サービスを持続的に提供するため、市が現在保有する公共施設については、財政状況や人口規模に応じたものとなるよう、公共施設の総量を縮減し、適正配置及び適切な維持管理と修繕等に取り組みます。また、既存施設の更新に当たっては複合化や管理運営の効率化を検討し、民間のノウハウや資金を活用するPFI事業の取り組みについても参考にします。

人口減少対策や地方創生など、本市が抱える政策課題を解決するため、また、将来への投資として必要とされる公共施設の新規整備については、その必要性を十分に検証し、適正化を図ります。

インフラ資産については、計画的・効率的な新規整備と保全に取り組みます。なお、新規整備に当たっては、人口減少など社会経済情勢の変化を十分に見極め、既存の整備計画の妥当性を十分に検証した上で行います。

土地については、取得の経緯や状況を考慮した上で今後の必要性等を十分に精査するとともに、不要と判断された土地については売却に向けて取り組みます。

## 4 管理に関する基本的な考え方

### (1) 公共施設に関する原則

#### ① 財政や人口規模に応じた施設総量の縮減

施設の適正配置を推進し、財政規模と将来的な人口規模等を十分に考慮して、施設総量を縮減することを基本とします。

**【数値目標】**  
**公共施設面積 5,657㎡(2.47%)の削減(2031年度(令和13年度)末)**  
**更新経費 7億6,136万円の削減(2031年度(令和13年度)末)**

※公共施設の削減面積は、2022年(令和4年)3月に改訂した「大野市公共施設再編計画編」を着実に実行した場合の数値

※公共施設面積の削減率は、2022年(令和4年)3月末時点で市が保有する公共施設の延床面積に対する削減率

※更新経費の削減金額は、「大野市公共施設再編計画編」を着実に実行した場合に削減される更新等経費を、公共施設等更新費用試算ソフト(総務省公表)の設定単価を用いて試算

#### ② 予防保全による安全性の確保とライフサイクルコストの縮減

予防保全の導入により施設の安全性の確保や機能の維持を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

#### ③ 施設の複合化や効率的な運営の推進

施設の複合化によって施設総量を縮減するとともに、施設の持つ機能を維持、さらには向上させられるよう、また、民間活力の導入も含め管理運営についても効率化を図ります。

### (2) インフラ資産に関する原則

#### ① 長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減

計画的、効率的にインフラ資産を修繕・更新するとともに、予防保全による長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。

#### ② 新たなニーズへの対応

中長期的な視点でコスト縮減を図り、効率的かつ効果的な整備・修繕・更新を推進します。

#### ③ 継続的・定期的なマネジメントの実施

インフラ資産の種類ごとに策定した個別施設計画に基づき、継続的かつ定期的なマネジメントを実施します。



### (3) 土地に関する原則

#### **①未活用土地の処分**

未活用の状態となっているものについては、今後の必要性を十分に検証し、活用の可能性が低い土地については速やかに売却するなどの処分を推進します。

#### **②借地の適正化**

市が借り上げている土地については、借地料の適正化を図るとともに、不要な借地については土地所有者に対する返還を推進します。

#### **③新規用地取得の適正化**

市が新規に事業用地を取得する際には、土地開発公社による用地の先行取得を含め、取得する土地の規模を十分に精査するとともに、既存所有地の活用についても検討を行います。

## 5 管理に関する実施方針

### (1) 維持管理の適正化と安全性の確保

定期的な施設点検を実施し、公共施設等の劣化の状況や不具合を把握した上で、維持管理の適正化と安全性の確保に取り組みます。

### (2) 保全の考え方の転換

予防保全と事後保全を組み合わせるにより、公共施設等における適切、かつ、計画的な保全活動に取り組みます。

### (3) 公共施設等の長寿命化

公共施設については、施設の老朽度や長寿命化による効果、ライフサイクルコストを十分に検証した上で必要に応じ長寿命化を図ります。

インフラ資産については、安全性や機能性を確保した上で長寿命化を図ります。

### (4) 公共施設等の耐震化

平成20年6月に策定（令和4年3月改訂）した「大野市建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震化率の向上を図ります。

### (5) 公共施設の適正配置

平成25年10月に策定（令和4年3月改訂）した「大野市公共施設等総合管理計画～大野市公共施設再編計画編～」に基づき、公共施設の適正配置を推進します。

### (6) 管理運営手法の整理

公共施設の必要性や公共関与の度合、民間によるサービスの提供等について検証を行い、管理運営手法の見直しを図ります。

### (7) 維持管理財源の確保方策

公共施設等の使用料の見直しや、修繕・維持補修に充てるための基金の設置について検討を行います。

## 6 施設類型ごとの管理に関する取組方針

基本方針と管理に関する基本的な考え方を踏まえ、公共施設とインフラ資産及び土地の施設類型ごとに取組方針を定めます。

### (1) 公共施設

#### 取組方針1 施設情報の把握

施設に関する利用状況や点検・修繕などの多様な情報を集約・管理し、コストを含めた公共施設の現状を的確に把握します。

#### 取組方針2 施設総量の見直し

「大野市公共施設等総合管理計画～大野市公共施設再編計画編～」に基づき、公共施設のあり方を見直し、施設の複合化や集約化にも取り組むことで更なる施設総量の縮減につなげます。

#### 取組方針3 脱炭素化の推進

再生可能エネルギーの活用や省エネルギー改修の実施に努め、脱炭素化の取り組みを推進します。

#### 取組方針4 長寿命化の推進

使用頻度や管理水準、立地条件により老朽度が異なることから、施設ごとの老朽度を的確に把握し、将来の施設需要や長寿命化による効果を十分に検証した上で、必要に応じ長寿命化を推進します。

#### 取組方針5 耐震化の促進

これまで取り組んできた「大野市建築物耐震改修促進計画」に基づき、施設の耐震化を促進します。なお、耐震化に当たっては、施設の将来の使用形態や活用方法などを十分に見極めた上で実施します。

#### 取組方針6 コストの縮減と平準化

施設の維持管理について「予防保全」と「事後保全」を適切に、かつ、バランスよく組み合わせることで、施設のライフサイクルコストを縮減します。また、市全体の修繕計画を作成することで、コストの平準化にも取り組みます。

#### 取組方針7 維持管理財源の確保

施設使用料について、トータルコストを考慮した上で受益と負担のバランスが保たれているかを検証し、見直しを図ります。また、将来の修繕・維持補修に備えた基金の設置について検討を行います。

### 取組方針 8 自然災害と感染症の対策

近年、豪雨などの頻発する自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、予測不能な事態が発生していることから、情報技術などを活用し、予測不能な事態に備えた対策に取り組めます。

### 取組方針 9 ユニバーサルデザイン化の推進

施設等の修繕や更新等を行う際には、誰もが安全に、安心して、快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を図ります。

## (2) インフラ資産

### 取組方針 1 施設情報の把握

資産に関する現状や点検・修繕などの多様な情報を集約・管理し、コストを含めたインフラ資産の現状を的確に把握します。

### 取組方針 2 メンテナンスサイクルの確立による長寿命化

資産の安全性を確保し、適切に保全するため、インフラ資産の種類ごとに定期的な点検の実施や修繕に係る計画を策定し、メンテナンスサイクルを確立することで長寿命化を図ります。

### 取組方針 3 脱炭素化の推進

再生可能エネルギーの活用や省エネルギー改修の実施に努め、脱炭素化の取り組みを推進します。

### 取組方針 4 予防保全の導入によるライフサイクルコストの縮減

資産の修繕に当たっては、維持管理の内容や規模、資産に与える影響度を判断し、「予防保全」と「事後保全」を適正に組み合わせるなど、計画的に維持管理を実施することでライフサイクルコストを縮減します。

### 取組方針 5 安全性の確保と新たなニーズへの対応

生活の基盤となるインフラ資産については、まず、安全性を確保することが最重要課題であることから、計画の策定に当たっては、資産の老朽度を的確に把握した上で市民の安全の確保を最優先としたものとします。

また、修繕や更新に合わせユニバーサルデザインの導入や自然環境に配慮するなど、新たに求められるニーズにも対応できるようにします。

#### **取組方針 6 地下水の保全**

資産としての地下水の保全に取り組むことはもちろんのこと、インフラ資産の修繕や更新に当たっては、「大野市水循環基本計画」に基づき、地下水量の保全に配慮した工法や構造を検討します。

また、地下水使用に対する監視や指導體制を継続するため、観測井の適正な維持管理に努めます。

### **(3) 土地**

#### **取組方針 1 未活用土地の処分**

未活用の土地については、今後の必要性を十分に検証し、活用の可能性がない土地については速やかに売却するなどの処分を進めます。

#### **取組方針 2 借地の適正化**

市が借り上げている土地については、3年に一度借地料の見直しを行い、不要な借地については、土地所有者に速やかに返還するなど、適正化に努めます。

#### **取組方針 3 新規用地取得の適正化**

新規事業用地の取得に当たっては、必ず、既存市有地の活用について検証するものとし、取得する場合は土地の規模を十分に精査するものとしします。

#### **取組方針 4 土地開発基金（土地）の運用の見直し**

土地開発基金（土地）については、土地取得時の目的が現在もなお存在しているかを検証し、目的が薄れてきている場合は、他事業への有効活用や譲渡について検討します。

#### **取組方針 5 土地開発公社保有地の適正化**

土地開発公社の経営健全化を図るため、保有する土地の分譲や市の計画的な買戻しによる適正化を進めます。

## 7 全庁的な取組体制と情報管理

### (1) 取組体制

#### ① 全庁的な取組体制

公共施設等総合管理計画は、公共施設だけでなくインフラ資産を含めた市が保有する全ての資産を対象に、適正配置や適切な維持管理を実施し、財政負担の軽減と平準化を図ることを目的にしていることから、各部局が適切な情報を共有し、全庁的に取り組んでいきます。

#### ② 各所管課における取組体制

公共施設やインフラ資産ごとに策定した個別施設計画に基づき、各所管課で維持管理に取り組めます。

### (2) 情報管理

#### ① 情報の集約・管理

適切な情報管理に基づき、効率的で効果的な取組みを計画的に推進していくため、公共施設等に関する情報や点検・修繕等に関する情報を集約・管理します。





大野市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。